

新旧対照表

○保育所設置認可に関する審査基準

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>保育所設置認可に関する審査基準</b></p> <p><b>(趣旨)</b>            第一条 この審査基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の認可を判断するために必要な基準を定めるものである。</p> <p><b>(認可に関する基準)</b>            第二条 保育所の設置認可に関し、法、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号。以下「基準条例」という。）、その他法令の定める基準を遵守すること。</p> <p><b>(設置経営主体)</b>            第三条 社会福祉法人及び学校法人以外の者の場合は、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）による。</p> <p><b>(土地・建物)</b>            第四条 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号<u>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知</u>）による。なお、当該国通知第1の3の(4)②の「事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県（指定都市・中核市を含む。）が認めた額」は「1,000万円（1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）」とする。</p> <p>2 既存建物を利用する場合、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）に定める構造耐震指標において、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い数値ではないこと。</p>	<p style="text-align: center;"><b>保育所設置認可に関する審査基準</b></p> <p><b>(趣旨)</b>            第一条 この審査基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の認可を判断するために必要な基準を定めるものである。</p> <p><b>(認可に関する基準)</b>            第二条 保育所の設置認可に関し、法、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号。以下「基準条例」という。）、その他法令の定める基準を遵守すること。</p> <p><b>(設置経営主体)</b>            第三条 社会福祉法人及び学校法人以外の者の場合は、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）による。</p> <p><b>(土地・建物)</b>            第四条 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号局長通知）による。なお、当該国通知第1の3の(4)②の「事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県（指定都市・中核市を含む。）が認めた額」は「1,000万円（1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）」とする。</p> <p>2 既存建物を利用する場合、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）に定める構造耐震指標において、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い数値ではないこと。</p>

改正案	現行
<p>3 建築基準法及び消防法その他関連法令に適合すること。</p> <p>(設備)</p> <p>第五条 基準条例第45条第2号及び第5号に定める保育室等の必要面積については、それぞれ壁芯からの面積ではなく、有効内法面積で確保すること。</p> <p>2 固定式・大型の家具については床面積から控除すること。</p> <p>3 保育室等を2階以上に設ける場合には、基準条例第45条第7号に規定する要件を満たすとともに、<u>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年9月5日雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下同じ。)</u>による。</p> <p>第六条 乳児室はほふくしない0歳児、ほふく室についてはほふくする0歳児及び1歳児のための室であること。なお、それぞれを別々の室としても、同一の室をスペースとして区画するのでもよい。</p> <p>2 保育室又は遊戯室は、2歳以上児のための室であること。</p> <p>第七条 調理室に関しては、次の各号の要件を満たすこと。</p> <p>一 定員分の給食を供給するために必要な広さ及び設備を備えること。</p> <p>二 「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」(平成8年7月25日社援施第117号<u>厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知</u>)により、保存食を-20度以下で2週間以上保存できる設備を備えること。</p> <p>三 「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日社援施第65号<u>厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知</u>)により、シンクを複数設置すること。</p> <p>2 基準条例第46条の規定により、満3歳以上児に対し給食の外部搬入を行う場合は、「保育所における食事の提供について」(平成22年6月1日雇児発0601第4号<u>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</u>)による。</p>	<p>3 建築基準法及び消防法その他関連法令に適合すること。</p> <p>(設備)</p> <p>第五条 基準条例第45条第2号及び第5号に定める保育室等の必要面積については、それぞれ壁芯からの面積ではなく、有効内法面積で確保すること。</p> <p>2 固定式・大型の家具については床面積から控除すること。</p> <p>3 保育室等を2階以上に設ける場合には、基準条例第45条第7号に規定する要件を満たすとともに、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(平成14年12月25日雇児第1225008号局長通知)による。</p> <p>第六条 乳児室はほふくしない0歳児、ほふく室についてはほふくする0歳児及び1歳児のための室であること。なお、それぞれを別々の室としても、同一の室をスペースとして区画するのでもよい。</p> <p>2 保育室又は遊戯室は、2歳以上児のための室であること。</p> <p><u>3 0・1歳児と2歳以上児は、発育の程度及び生活リズムが異なるので、2歳未満児の乳児室等と2歳以上児の保育室とは別の室とし、天井までの壁等で仕切られた独立の室とすること。</u></p> <p>第七条 調理室に関しては、次の各号の要件を満たすこと。</p> <p>一 定員分の給食を供給するために必要な広さ及び設備を備えること。</p> <p>二 「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」(平成8年7月25日社援施第117号)により、保存食を-20度以下で2週間以上保存できる設備を備えること。</p> <p>三 「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日社援施第65号)により、シンクを複数設置すること。</p> <p>2 基準条例第46条の規定により、満3歳以上児に対し給食の外部搬入を行う場合は、「保育所における食事の提供について」(平成22年6月1日雇児発0601第4号局長通知)による。</p>

改正案	現行
<p>第八条 医務室は静養できる機能(ベビーベッド等の設置)を有し、医薬品等を常備すること。なお、カーテン等で区画できれば事務室等との兼用は可とする。</p> <p>第九条 基準条例第45条第5項に定める屋外遊戯場の面積は、児童が実際に遊戯できる面積とする。</p> <p>2 保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を屋外遊戯場として使用しようとする場合については、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」(平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)による。</p> <p>3 屋上を屋外遊戯場として使用しようとする場合については、<u>「児童福祉施設設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」</u>による。</p>	<p>第八条 医務室は静養できる機能(ベビーベッド等の設置)を有し、医薬品等を常備すること。なお、カーテン等で区画できれば事務室等との兼用は可とする。</p> <p>第九条 基準条例第45条第5項に定める屋外遊戯場の面積は、児童が実際に遊戯できる面積とする。</p> <p>2 保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を屋外遊戯場として使用しようとする場合については、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」(平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)による。</p> <p>3 屋上を屋外遊戯場として使用しようとする場合については、<u>「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(平成14年12月25日雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</u>による。</p>
<p><b>(保育士)</b></p> <p>第十条 基準条例第47条第2項に定める必要保育士数については、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 施設長を含めずに、必要保育士数を満たすこと。</p> <p>二 必要保育士数は次の算式により算出すること。  必要保育士数=(0歳児の数×1/3)+(1・2歳児の数×1/6)+(3歳児の数×1/20)+(4歳以上児の数×1/30)  ※ 年齢区分別にそれぞれ小数点第1位まで計算し(小数点第2位<u>以下切り捨て</u>)、合算した値の小数点以下を四捨五入する。</p> <p>三 必要保育士数に短時間勤務(1日6時間未満又は月20日未満勤務の勤務をいう。以下同じ。)の保育士を充てる場合は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知)による。</p> <p>四 施設の就業規則等で定めた常勤職員の勤務時間数を下回る保育士を必要保育士数の一部に充てる場合は、次の算式により常勤職員数に換算すること。  常勤換算数=施設の就業規則等で定めた常勤職員の勤務時間数を下回る</p>	<p><b>(保育士)</b></p> <p>第十条 基準条例第47条第2項に定める必要保育士数については、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 施設長を含めずに、<u>保育士の資格登録をした専任の保育士によって</u>、必要保育士数を満たすこと。</p> <p>二 必要保育士数は次の算式により算出すること。  必要保育士数=(0歳児の数×1/3)+(1・2歳児の数×1/6)+(3歳児の数×1/20)+(4歳以上児の数×1/30)  ※ 年齢区分別にそれぞれ小数点<u>以下</u>第1位まで計算し(小数点<u>以下</u>第2位切捨)、合算した値の小数点以下を四捨五入する。</p> <p>三 必要保育士数に短時間勤務(1日6時間未満又は月20日未満勤務の勤務をいう。以下同じ。)の保育士を充てる場合は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知)による。</p> <p>四 施設の就業規則等で定めた常勤職員の勤務時間数を下回る保育士を必要保育士数の一部に充てる場合は、次の算式により常勤職員数に換算すること。  常勤換算数=施設の就業規則等で定めた常勤職員の勤務時間数を下回る</p>

改正案	現行
<p>保育士の1か月勤務時間数の合計÷施設の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数（<u>小数点以下の端数処理を行わない。</u>）</p> <p><b>（調理員等）</b></p> <p>第十一条 <u>調理員の配置については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）別紙2による基本分単価に含まれる職員構成を満たすこと。</u></p> <p>2 基準条例第47条第1項ただし書の規定により、調理業務の全部を委託し調理員を置かない場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日雇児発第86号<u>厚生省児童家庭局長通知</u>）による。</p> <p>3 給食の外部搬入を行う場合は、基準条例のほか、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日雇児発0601第4号<u>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</u>）による。</p> <p><b>（嘱託医）</b></p> <p>第十二条 基準条例第47条第1項に規定する嘱託医とは小児科医又は内科医及び歯科医とする。</p> <p>2 各医師とは書面にて契約を行うこと。</p> <p>附則 この審査基準は、平成25年6月1日から施行する。  附則 この審査基準は、平成27年4月1日から施行する。  <u>附則 この審査基準は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>保育士の1か月勤務時間数の合計÷施設の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数（<u>小数点第1位を四捨五入</u>）</p> <p><b>（調理員等）</b></p> <p>第十一条 <u>調理員として2人以上の職員を置くこと。（定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人（うち1人は非常勤で可））</u></p> <p>2 基準条例第47条第1項ただし書の規定により、調理業務の全部を委託し調理員を置かない場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日雇児発第86号局長通知）による。</p> <p>3 給食の外部搬入を行う場合は、基準条例のほか、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日雇児発0601第4号局長通知）による。</p> <p><b>（嘱託医）</b></p> <p>第十二条 基準条例第47条第1項に規定する嘱託医とは小児科医又は内科医及び歯科医とする。</p> <p>2 各医師とは書面にて契約を行うこと。</p> <p>附則 この審査基準は、平成25年6月1日から施行する。  附則 この審査基準は、平成27年4月1日から施行する。</p>